

第 6 7 号議案

中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

中間市長 福田 浩

中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年中間市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（福岡県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士 <u>（福岡県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）</u> の資格を有する者 (2)～(10) (略) 4・5 (略) (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2)～(10) (略) 4・5 (略) (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。